

# 高萩霊園合葬式墓地使用事項確認書

## 1. 使用区分

高萩霊園 合葬式墓地 通常合葬

(使用許可を受けた日から起算して20年を経過する日までの間納骨室に設置された納骨壇へ収蔵し、当該期間が経過した後、合葬室に焼骨を埋蔵する方法)

## 2. 使用の目的

霊園は、焼骨(分骨は除く)の収蔵及び埋蔵の目的以外に使用することはできません。

## 3. 使用料

使用料は.....円とし、使用許可を受ける際に納付してください。

また、いかなる場合も使用料は還付できません。

ただし、使用許可を受けた日から6か月以内に、納骨壇が不用になった旨を届け出たときに限り、既に納付された使用料に2分の1を乗じた額を還付できます。

## 4. 納骨壇の使用期間

使用期間は、使用許可を受けた日から20年です。

## 5. 使用の譲渡または転貸の禁止

使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、または転貸することはできません。

## 6. 届出等

使用許可証に記載された事項(本籍、住所、氏名)に変更が生じたときは、速やかにその旨を市に届け出てください。

## 7. 納骨壇の使用廃止

納骨壇に焼骨が収蔵されていない場合において、納骨壇が不用になったときは、速やかに市に届け出てください。

## 8. 使用許可の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 高萩市霊園使用条例または施行規則に違反したとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

## 9. 納骨壇への収蔵

- ・納骨壇へ焼骨を収蔵しようとする7日前（当該日が休日のときはその前の平日）までに「高萩市霊園収蔵・埋蔵届」を提出し、承認を得てください。
- ・焼骨を収蔵することができる期日は、1月4日から12月28日までの午前10時から午後3時までの間とします。
- ・焼骨の容器（骨壺）の基準は次のとおりです。
  - (1) 幅及び奥行がそれぞれ22センチメートル（7寸）以下であること。
  - (2) 高さが27センチメートル以下であること。
  - (3) 材質が陶磁器その他焼骨の収蔵に適したものであること。
  - (4) 骨箱、骨覆等の外装を施していないこと。
- ・位牌等の副葬品は入れられません。

## 10. 焼骨の返還

納骨壇に収蔵されている焼骨を他の墓地等へ改葬するときは、市へ手続きをしてください。改葬許可後に当該焼骨を返還します。

なお、合葬室に埋蔵された焼骨については、返還できません。

## 11. 参拝所の使用

- ・食べ物をお供えされる場合は、持ち帰りをお願いします。
- ・塔婆立てに置かれた塔婆は、毎年2月及び7月に市で処分します。  
なお、市で供養等を行いませんので、必要な場合は塔婆の持ち帰りをお願いします。
- ・霊園を損傷、汚損等したときは、速やかに市へご連絡ください。

## 12. 一般墓地使用区画の返還（市営霊園一般墓地使用者の場合）

合葬式墓地の使用許可を受けた日から2か月以内に一般墓地の返還手続きを行ってください。

なお、返還手続きを行わない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

以上のことを確認し、合葬式墓地の使用を申し込みます。

令和 年 月 日

署名

印